

## 奈良県告示第二百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき  
県営土地改良事業（農地環境整備事業（農業用排水施設）・明日香地区）計画を変更  
しようとするので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定によ  
り、変更後の当該土地改良事業の計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

### 一 縦覧期間

平成二十八年九月二十六日から同年十月十七日まで

### 二 縦覧場所

明日香村役場

### 三 その他

変更後の計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、奈良県知事に対  
し意見書を提出することができる。